

令和2年度 暴風警報等発令時の対処基準

森町立天方小学校

状 況	在 宅 時	登校下校途上	在 校 時
強風注意報 大雨注意報 洪水注意報	登校する 但し地域により通学途上に 危険が推測される場合は自宅 待機とし、保護者が学校へ必 ず連絡する	登下校を急ぐ	学校が状況を判断して対処 (幼小中が連絡をとる)
暴風警報 大雨警報 洪水警報 または 特別警報	自宅待機 午前6時30分時点で左記のう ち1つでも発令されたら外出し ないで待機。 ※ 午前6時30分に発令中の場 合のみ同報無線で放送。 ※ 津波警報は対象外。	登下校を急ぐ	学校が状況を判断して対処 (幼小中が連絡をとる) A:学校待機⇒保護者引き渡し B:職員引率による集団下校 ※洪水による避難が必要な場合 は、速やかに校舎2階に避難す る。「洪水時の避難確保計画」参照
警報解除	午前8時30分まで⇒登校 周囲の状況に注意して登校。 始業は午前10時10分とする。 ※ きずなネットにて連絡 午前8時30分以降⇒休校 ※ きずなネットにて連絡		平常通り
バス運行中止 の場合	自宅待機 保護者が学校へ必ず連絡	運転手の指示に 従う	学校が状況を判断して対処 (幼小中が連絡をとる) バス会社からの連絡により運行 中止前に下校させる場合もある
その他危険が 推測される場 合(注意報・警 報の有無にか かわらず)	自宅待機(保護者の判断) 保護者が学校へ連絡		学校が状況を判断して対処 (幼小中が連絡をとる)

※ 自宅待機の場合→学校から、登校又は休校の指示がいくまで外出をしないで待つ。

上記の対処を原則とするが気象情報の変化・緊急事態発生等に対しては関係機関と連絡を
とり弾力的な対処をする。(児童の生命安全第一)

◎緊急時の連絡方法 ①⇒②…④の順で学校・保護者双方で連絡を取り合う努力をする。

学 校	保 護 者
①絆ネットで連絡(パソコンまたは携帯電話から) ※遅れて届く・圏外で届かない場合もある。 ②ホームページに緊急情報を掲載する。 ※圏外で見ることができない場合もある。 ③地区長へ電話連絡する。(つながらなければ他の人へ) ※地区によって、つながらない場合もある。 ④地区担当職員が直接地区長宅へ訪問して伝える。 ※通行止め、災害による危険な状況で不可能な場合もある。	①地区長が学校と連絡を取り、地区に伝える。 (電話か来校) ※停電、通行止め等で不可能な場合もある。 ②保護者同士連絡を取り合い、情報を共有する。

警報等の問い合わせ

静岡气象台(054 286 3411) 浜松測候所(053 453 0215) 自衛隊浜松(053 472 1111)